労働政策活動

末にふさわし

金属労協政策企 画 局部 長 諏

Ι 共 闘 の歩み

1 金 金水準をめざす 属 産業にふさわ 11

1

欧米並みの賃金をめざして

日本の っており、 もかかわらず、 る 費 残念ながら、 労働条件 下 水準にはるかに及ばないとの認識 プクラスにまで成長を遂げているに 当初より、日本の金属産業が世界トッ 水準 人件費水準はG7諸国で最低とな 欧米並み賃金をめざして、 属労協は、 人件費水準の低さは明白であ 0 国 の改善に取り組んできた。 技術力の国際比較と人件 際比較を併 現在に致っても、 結成した1964年 賃金水準は、 せてみても、 欧米の 賃金・ H 本 0)

共有等の活動を中心としたが、 済情勢把握の 成 賃金関 間もない ため 係の資料の 1965年には、 の講 演会などを開 充実、 情 1 経 9 報

> 求を示した。 6 7 20 金白書を発表し、 Δ % 置した。 年には、 7000円という具体的な要 1968年には、 「賃金闘争連絡会議_ 賃金引き上げ目標 初の 賃 を

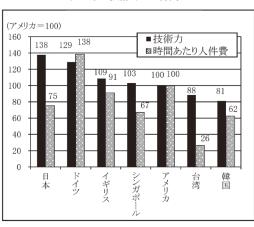
6 9 会を中心にまとめた「金属労働者の 1 972年の第11 年に設置した賃金政策研究委員 回総会では、 19

ŋ 籴 さわしい高い してし 賃金政策 昇に脅 た。 歩と国民生活の向 組 ④仕事に結びついた賃率の実現を んできた、 この賃金政策は、 と題する長期賃金政策を決定 かされない賃金、 西ド 水準の賃金、 ①高度な工業国にふ イツ並の賃金をめざ 上に見合った賃 従来から取 **②物価** (3))社会の

した。 共通する賃率を確立することを掲げ 0 障する産業別最賃制を確立し、 5 率を確立することを長期基本目標と 上に立って、 基本的な考え方としている。 ての成人労働者に標準生計費を保 賃金を確立すること、 年までに西ドイツの金属労働者並 第1期実践目標には、 産業別、 仕事別横断 同 また、 産業内に 1 9 7 その す 賃

果配 受け 別賃金水準重視による 実現をめざす取り組み、 ある金属産業にふさわしい賃金水準の 際比較を踏まえた日本の基幹産業で 在も金属労協の賃金政策に基本的に る賃金の引き上げ、 |別賃金水準形成_ ここで示された賃金の考え方は、 分の 継がれている。 追求、 ③実質生活を維持す ④基幹労働者の個 や すなわち、 「大くくり ②公正な成 企業内最 1 現 職 菌

製造業の技術力と人件費



(注)1. 技術力の比較は、「平成25年版ものづくり白書」において算出されている数値を、アメリカ=100に置き換えたもの。イノベーション能力、製品・プロセスの差別化、生産プロセスの洗練度、企業による研究開発投資、知的財産権保護が評価項目とされている。
2. 人件費は2012年のデータを2013年末の為替レートで換算し、アメリカ=100としたもの。
3. 資料出所:経産省・厚労省・文科省「平成25年版ものづくり白書」、アメリカ労働省労働統計局 "International Labor Comparisons"、IMF、中華民国中央銀行資料より金属労

IMF、中華民国中央銀行資料より金属労

協政策企画局で作成。

賃金協定・特定

(産業別)

最低賃金

2014 Autumn JCM 28

みによるJCミニマム運動の推進で JCミニマム (35歳) の3つの取り組

73年闘争では、要求決定、

戦術等

② JC共闘の集中決戦方式の確立

げから、経済成長に見合った賃上げへ 整合性論」を展開し、 その後の狂乱物価に対しては、 よって、相乗効果を高めることをめざ 時決着や回答引き出し基準の設定に で取り組んできた。JC共闘では、 定や理論構築など、産別との連携の下 の転換を図った。 した。また、 らに踏み込み、集中決戦方式による同 や集会の開催に加えて、要求基準の設 金属労協では、結成以来、 73年の第一次石油危機と 前年+αの賃上 情報交換 「経済 z



中央総決起集会後のデモ行進(1977年3月25日)

成功し、 として30%を超える大幅な賃上げに は、 出しへと変化した。続く、 について具体的な施策を打ち出し、こ 低下をもたらすことはなかった。 着の方針の下に調整が図られた。全体 困難から、産別の集中決戦、 構想」が検討されたが、日程調整上の ら、金属労働者の連帯による回答引き れまでの鉄鋼回答を軸とするものか 戦術委員会で、「同時・同額決着 狂乱物価の下で、実質賃金の 74年闘争で 集中決

0 0 円 なった。金属労協は、 といわれた鉄鋼労連、造船重機労連 動車総連とともに、組合としては回答 の回答を引き出したが、 0 表して交渉を継続した。 を容認できないとして、 4月9日を鉄鋼労連、 回答指定日として設定し、 75年闘争は、俗にスクラム・トライ 「同時決着」方式が大きな特徴と (定昇込み18300円、15%) 戦術委員会で、 造船重機労連 電機労連、 共同声明を発 $\begin{array}{c} 1 \\ 5 \\ 0 \end{array}$ 自

中決着を図ろうとするものであった。 同盟、 戦方式という、わが国民間労組として に一斉回答を求め、 最初の大産別共闘を名実ともに実現 76年闘争では、 鉄鋼労連、 全機金が回答を引き出し、 自動車総連の4単産が、 金属6単産集中決 造船重機労連 これに並んで全金 同日 集 電

> また、その回答が、私鉄、 組合の交渉力に相乗効果を発揮した。 初の試みであった集中決戦方式は、 形成を主導することとなった。 への斡旋、調停案となり、 公労協など 社会的水准

った。 式への拡大と初の妥結基準の設定によ の呼称が公式に用いられるようにな た。また、78年闘争からは、「JC共闘 の主導的役割を果たす体制が完成し 全機金を含むJC6単産集中決戦方 いう妥結基準を決定した。 初めて、これ以下では妥結しないと 77年闘争では、 以降の賃金闘争にJCが賃金決定 全金同盟

ければならない。 の方向をめざして、 しつつ、相乗効果を発揮する共闘強化 してきた。取りまく環境の変化に対応 図るという基本的な共闘体制は堅持 回答を引き出し、 大手労組を中心に集中回答日に一斉に 密な連携を図りながら交渉を展開し JC共闘として闘争方針を掲げ、 マイナス成長、デフレの時代を経ても、 金属労協は、高度成長の時代から 中小労組への波及を 常に前進し続けな 緊

賃金と政策・制度を両輪とした 総合的生活闘争の取り組み

3

心とした取り組みとしてスタートした JC共闘は、 賃金の引き上げを中

障等の政策課題についても、 定や内外価格差の是正、 合生活闘争と位置づけて、 賃金と政策・制度を両輪とする総

税・社会保

一体とし

物価の安

JC集中決戦として

した。 は の改善、 老後の生活保障、 設置し、当面の福祉三目標として、 実現するため、 めざしつつ、高福祉社会 (MWS) て取り組んできた。 1973年には、欧米並みの賃金を 同盟と共同作業をすすめ、

性を再確認し、 確立することを基調とし、 の食衣住などの家計の充足、老後生活 針を更に拡大した「総合的生活闘争 の生涯生活ビジョンを基調に、 き具体的な姿を描いた。 5年後の8年頃までに実現を図るべ ついて、ナショナルミニマムを早急に 生活環境の整備や老人福祉の拡充に や医療などの社会保障、 ビジョン」を取りまとめた。①勤労者 75 年9月に「働くものの生涯生活 政策・制度要求の重要性・緊急 一方、長期ビジョンについて ③障害者の福祉政策を決定 MWS活動、 MWS特別委員会を ②住宅・生活環境 ②住宅などの 1978年 少なくとも 従来方 19 を

経済に転換し、 の取れるものとするよう内需主導 1985年のプラザ合意後、 貿易収支不均衡を国際的に調 国民生活の質の向 政 和

られる雇用システムの提示、生産性に 間尊重の経営理念、国民的合意の得 93年には、「産業・企業優先から生 開した。また、バブル崩壊後の19 ことを確認し、時短闘争を強力に展 生活環境の改善に三位一体で取り組む り組んできた。 ャル・ディメンションの確立などに取 1800時間の実現、国際的なソーシ ふさわしい賃金水準、日本全体として 活重視への転換」などをキーワードに、 を掲げ、所得の向上、労働時間の短縮 をめざしいくことを宣言した。金属労 を提起し、金属産業の健全な発展、人 「新しい経済・社会システムづくり」 1988年に「生活の国際化」

取り組んでいる。

的には、①長期安定雇用を基本とし 2014年闘争では、国内立地の 2014年闘争では、国内立地の 完開発拠点を引き続き維持・強化し、 雇用の確保と勤労者生活の安定を図 雇用の確保と勤労者生活の安定を図 るため、国内ものづくり産業の事業環 るため、国内ものづくり産業の事業 の は、 ①長期安定雇用を基本とし

2004年の「第2次賃金・労働政

にふさわしい賃金水準確立する観点

た労働政策、②成長分野・新規分野 の開拓を促進する「攻めの産業政策」、 ③下請適正取引の確立、④FTA・E 電力供給確保、⑥円高是正の定着と 確実なデフレ脱却、経済成長、の5項

4 大くくり職種別賃金水準の

づく賃金水準の引き上げと規模間格 ては、 差の縮小等に取り組むこととした。 定昇の明確化、産業間賃金比較に基 指摘している。また、賃金決定につい 労働市場において労使対等原則を確 1800時間台の実現であることや、 雇用の移動が不利にならない長期安 る人間尊重・働き甲斐増進を実現し、 用」すなわち、職業生活全般におけ 政策」を策定した。政策では、めざす れているとの認識の下、「賃金・労働 全般について、そのあり方が問い直さ に強化・充実すべきであることなどを 保する労働法制・労働行政は積極的 有効なツールは、年間総実労働時間 定雇用システムを提起した。その最も 姿として、「ヒューマンな長期安定雇 市場経済化の進展の中で、職業生活 1997年には、 一個別銘柄別賃金の形成、ベアと グローバル化・

策」では、日本の金属産業が勝ち抜くためには、これまで以上に競争力を高めていくことが必要となることから、めていくことが必要となることから、めていくことが必要となることから、めていくことが必要となることから、時争力の源泉である「人」の力を引き出す仕組みづくりが求められていると出す仕組みづくりが求められていると出す仕組みづくりが求められていると出す仕組みづくりが求めざす多様な働き方」を構築することを提起した。また、具体的な関争のあり方については、「大くくり職争のあり方については、「大くくり職争のあり方については、「大くくり職争のあり方については、「大くくり職争のあり方については、「大くくり職争」を提起した。

以降、 別賃金水準の明示を積極的に行い、社 準と到達基準、最低基準を示している。 事・役割重視、絶対水準重視による『大 産業内の格差是正を図り、 会的波及に努めてきた。また、産業間 同時に、 幹労働者 (技能職35歳相当) の目標基 の実現をめざす」ことを基本的に、基 産業の位置づけにふさわしい賃金水準 産業間・産業内格差を是正し、 くくり職種別賃金水準形成』によって、 ある。これを踏まえ、2006 年闘争 水準の形成につなげようとするもので て、労働市場の変化に対応する賃金 ごとの職種銘柄を志向することによっ より絶対水準を重視し、かつ、産業 金決定の取り組みを進展させる中で、 「大くくり職種別賃金」 各年の闘争方針において、「仕 集計登録組合を中心に、 は、 金属産業 個別賃 金属 個

成果を上げてきた。
成果を上げてきた。

2 JCミニマム運動

ま正規労働者が増大する中で、賃金の下支えとして、最低賃金の役割・金の下支えとして、最低賃金の役割・では、企業内最低賃金協定と特定(産際別)最低賃金、JCミニマム(35歳)の3つをJCミニマム運動として取りの3つをJCミニマム運動として取り組んでいる。労働組合の社会的役割として、未組織労働者・非正規労働者に波及させることを視野に入れた取り組みを強化していかなければならなり組みを強化していかなければならない。

① 企業内最低賃金協定

金属労協は、1972年の闘争方針に「産業別最賃性の確立」を掲げ、75に「産業別最賃性の確立」を掲げ、75に「産業別最賃性の確立」を掲げ、75に「産業別最賃金協定について要求基準を内最低賃金協定の審結拡大と着実な引最低賃金協定の締結拡大と着実な引最低賃金協定の締結拡大と着実な引最低賃金協定の締結拡大と着実な引最低賃金協定の締結拡大と着実な引最低賃金協定の締結拡大と着実な引

争で取り組むこととした。 の引き上げを達成するため、 各年の闘

準拠した水準に引き上げるため、 いる。 細かな取り組みが必要である。 ことから、 果たすことはもとより、 最低賃金の引き上げによって効力を失 おける賃金の下支えとしての役割を いかねない場合もある。高卒初任給に が、水準のバラツキが大きく、 企業内最低賃金協定は、 最低賃金の取り組みの基礎となる 全組合の半数を超えるに至った 企業内最低賃金協定の締結組 取り組みの重要性が増して 特定 企業内に 地域別 (産業 きめ

②特定 (産業別) 最低賃金

置づけられ、 生した。2007年の最低賃金法改正 申に基づき、 ブによる新産業別最低賃金として誕 1986年の中央最低賃金審議会答 法に基づく産業別の最低賃金は、 特定 (産業別) 最低賃金として位 現在に至っている。 関係労使のイニシアティ

年以降、 産業では、 業別) 最低賃金を上回った一部の地域 このため、 金額改正 方、 積極的に引き上げられてきた。 地域別最低賃金は、 ができない事態が生じてい 地域別最低賃金が特定(産 使用者側の反対によって、 $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 0 \\ 7 \end{array}$

特定 (産業別) 最低賃金は、 当該

> け 別 賃金の持つ機能がより重要性を増し げ 労働者・非正規労働者の賃金の底上 り組みなしには設定できない。 果たしていることから、 将来的な展望を描きつつ、 ている。労働組合の社会的責任として、 態の多様化が進展する中で、 産業労使のイニシアティブを重視し、 企業内最低賃金協定が重要な役割を ればならない。 を図るため、 最低賃金の取り組みを強化しな 特定(産業別) 労働組合の取 特定 未組織 雇用形 (産業 最低

③JCミニマム (35 歳)

準を「JCミニマム (35歳)」として新 組みとして、 ことから、 が懸念され、 2003年闘争は、 雇用と生活不安払拭の取り 35歳の賃金の最低到達基 デフレ経済下におかれた 景気の底割れ

パナソニック グル-ブ労連 2,540円 年間 244 万円 日立グループ連合 .100円)年間(5.6ヵ月) 日立製作所 業績連動算定方式 2,102,100円 東芝グループ連合 3/3/3,200 円 東芝グループ連合 /12 東芝 業績連動算定方式 全富士通労連 322,500A 年間. 年間 1,595,000円産別 1,519 3/ 3/2,500p

2014年集中回答日、回答を記入する金属労協職員 (2014年3月12日)

> 金属産業労働者の年間総実労働時間 対策中・長期方針」、1986年には じめた。 労働時間短縮に本格的に取り組みは 方針を打ち出したことをきっかけに、 40時間労働の世界的な導入」という れたIMF世界時短会議で「週最高 を置いてきたが、1979 e^{2000} 「JC労働時間対策指針」を策定し JC共闘は、当初、賃金闘争に軸足 1982年には、 時間以下にすることをめ 「労働時間 年に行わ

方、 政 府 は 1987年に前 21万円と設定した。 計費、賃金実態等を総合的に勘案し ることとした。JCミニマム 35歳における4人世帯の最低牛 (35歳

たに設定し、賃金の下支えを強化す

取り組んできた。今後、賃金の下支え 場合は、その要因を確認し、 動として取り組んでいる。下回った その水準以下で働くことをなくす運 深めていくことが必要となっている。 として実効性を高めるよう、 勤労者の水準を明確に下支えし、 この指標は、金属産業で働く35歳 是正に 検討を

ワーク・ライフ・バランス 実現の取り組み

3

(1) 労働時間短縮の取り組み

IJ ポート、 1988年に新前川リポ Ш

> 的生活闘争に取り組んだ。 時間対策指針」を作成し、「生活の国 時間の短縮、 際化」を掲げて、 度をめざすこととする「第二次労働 に年間総実労働時間 1800時間程 このため、金属労協は、 間をとりまく環境が大きく変化した。 週40時間制を導入するなど、労働時 1987年に労働基準法を改正し、 1 8 0 0 体となった向上をめざして、 トを発表し、 時間の目標を提示した上で、 生活環境の向上の三位 年間総実労働時間 所得の向上、労働 1987年

時間台」 取り組みを推進している。 外労働削減の合意などの前進を図り、 労働時間の短縮や年次有給休暇の付 年を時短強化年として取り組んだ。 外労働の抑制など、 組の底上げや年休取得日数増や所定 とすることで労使合意が図られ 間総実労働時間 1800時間を目標 集計対象85組合のうち、 時間外労働割増率の引き上げ、 与日数の増加、 5年にわたる取り組みの結果、 目標とした。また、 総実労働時間 力年計画」を決定し、 さらに、1988年には「時 年間総実労働時間1800 の目標を引き継ぎ 1800時間の達成を 多目的休暇の新設、 89 年、 運用面を含めた 93年度に年間 27組合で年 91 年、 中小労 所定 時間 短5 93

間の算定対象とするなどの前進が図 めた所定労働時間以外の全ての労働 この取り組みによって、労使協定で定 度時間超から6時間までの割増率を 趣旨を踏まえ、時間外労働協定の限 上げられた。金属労協では、 回る時間外労働割増率が50%に引き が原因の過労死・精神障害等の増加 短縮・時間外労働削減に取り組んだ。 るなど、産別方針の下で総実労働時間 2000年代半ば以降、 年4月には、改正労働基準法が施 社会問題となった。また、201 休日割増率を50%に引き上げ 法定労働時間を月60時間上 月60時間超の時間外労働時 過重労働 法改正の

改革に取り組むことが重要である。安本に取り組むことが重要である。となどを通じて、職場の意識や風土の実などを通じて、職場の意識や風土の実などを通じて、職場の意識や風土の実などを通じて、職場の意識や風土の

② 仕事と家庭の両立支援

取り組んできた。2003年には、次本看護休暇制度の導入および充実にる。その後も、育児・介護休業制度る。その後も、育児・介護休業制度は、1991年に制定された育児休業は、1991年に制定された育児休業

世代育成支援対策推進法が制定され、世代育成支援対策推進法が制定され、大震の両立に関する行動計画の策定が議務付けられた。これに対して金属労姦では、労働組合が行動計画の策定が協では、労働組合が行動計画の策定が

対応を図らなければならない。

立業の育児支援制度は年々充実してきているが、制度を知らない、利用できているが、制度を知らない、利用できているが、制度を知らない、利用できているが、制度を知らない。

な課題も浮上している。男女が共にたな課題も浮上している。男女が共にたな課題も浮上している。男女が共にたな課題も浮上しているが、制度を知らない。

4 60歳以降の就労確保

高年齢者雇用の取り組みは、1973年にスタートし、「60歳定年が義務の取り組みは、98年に60歳定年が義務の取り組みは、1970であるまで続いた。

1994年の年金制度改正では、 厚生年金の定額部分(基礎年金)を、 2001年度から2013年度にか けて、段階的に支給開始年齢が65歳 けて、段階的に支給開始年齢が65歳 けて、段階的に5歳まで引き上げら では、報酬比例部分についても、 2013年度から2025年度にか けて、段階的に65歳まで引き上げら けて、段階的に65歳まで引き上げら

急速な高齢化の進行に対応し、

少

改善を図っていかなければならない。

協は、 則として、 では、 2001年度の年金支給開始年齢引 支給開始年齢を一致させることを原 を基本原則として、取り組んだ。 ついては、引き続き組織化を図ること すること、③60歳以降就労するものに 者個人の意思により誰でも働けるこ き上げを目前にした2000年闘争 の制度整備に取り組むこととした。 ②年金満額支給開始年齢と接続 ①働くことを希望する者は勤労 98年闘争で、 60歳以降の就労確保のた 引退年齢と年金

望者全員の65歳までの雇用が企業に の就労者の組織化を図る、 となっているか点検する、④0歳以降 継続雇用の場合は希望状況を労使で することのできる賃金を確保する、 の価値にふさわしく、かつ生活を維持 いのある就労制度を構築する、 せず65歳までの雇用を確保し、 13年闘争では、①経過措置を利用 義務付けられた。これを踏まえ、20 正高年齢者雇用安定法が施行され、 た。また、2013年4月からは、 年金が段階的にゼロになることになっ 齢が引き上げられ、65歳までの公的 分に加え報酬比例部分の支給開始年 2013年度からは、基礎年金部 制度の充実に取り組んだ。 組合員のニーズに合った制度 の方針のも ②労働 働きが (3) 希 改

・齢と年金 2014年集中回答日、記者会見で記者の質問に 答える金属労協三役(2014年3月12日)



生活の維持・向上のため、

また、日

5 非正規労働者の取り組み

越える期間、 労働者派遣法の改正によって、 業においても、非正規労働者が急拡大 2005年闘争からである。 みについて、闘争方針に記載したのは、 が指摘される状況となっていた。また、 し、「偽装請負」などさまざまな問題 金属労協が非正規労働者の取り組 労働組合に対する意見聴取 派遣労働者を受け入れ 1 年を 金属産

> 取り組みを行い、非正規労働者の公正 法の遵守はもとより、賃金、労働時間 の関与を高めていくこととした。 な処遇条件の確立に向けた労働組合 て、 安全衛生など、幅広い労働条件につい 組合の役割が明確にされた。このため、 が企業に義務付けられるなど、労働 労使協議を行うなどの具体的な

合に対する意見聴取が義務付けられ 者の雇用・労働条件に関して、労働組 2014年闘争では、非正規労働

金の底上げの重要性を踏まえて賃上

賃

関する交渉・協議を行う組合は、 協力についても、均等・均衡待遇の観 生などの改善、能力向上機会の提供 むことから、非正規労働者の賃上げに 全体で月例賃金の引き上げに取り組 どを再度提起した。さらに、金属労協 点から実態に応じて取り組むことな することや、賃金・労働条件や福利厚 意見聴取について、積極的に意見表明 ている就業規則の変更や派遣に関する

${ m I\hspace{-.1em}I}$ 今後の取り組みに向けて

春季生活闘争の取り組み

がら、 消費者物価の上昇局面における実質 済成長を成し得ることはできない。 永らく続いたデフレからの脱却と経 組合で賃上げを獲得した。しかしな げて取り組み、その結果、 1%以上の賃上げ」という要求を掲 下、5年ぶりに「人への投資として いこうとする転換点となった。 労者生活の安定・向上を実現させて フレを脱し、持続的な経済成長と勤 2014年闘争は、 単年度の取り組みだけでは、 5産別の強固なスクラムの 20年に及ぶデ $\begin{array}{c} 1 \\ 5 \\ 6 \\ 2 \end{array}$ 金属

> をはじめとする労働条件改善に向け 勤労者の生活実態を精査し、2015 本経済を着実に成長軌道に乗せるた て積極的に取り組まなければならな 年以降も、 め、経済動向や物価、産業・企業の状況、 引き続いて賃金の引き上げ

する取り組みを進めていかなければな 働者の格差がさらに拡大することのな と未組織労働者、 賃上げによって、大手と中小、組合員 テナンスに至るバリューチェーン、 発から素材・部品、製造、販売、メン プライチェーン全体の総合力にある。 わが国金属産業の強みは、研究・開 金属産業従事者全体を包含 正社員と非正規労 サ

> 要である。 金協定や特定(産業別) どの取り組みを一層強化することが必 らない。そのためには、企業内最低賃 最低賃金な

誰もがいきいきと活躍できる職場環境 歳以降の賃金・労働条件の構築など 揮できることが重要となる。そのため、 の整備に取り組むことも求められる。 ワーク・ライフ・バランスの実現や60 観やニーズを持つ人材が共に能力を発 競争力を高めるためには、多様な価値 グローバル化が進む中、金属産業が

2中期的 の検討 な賃金・労働政策

近年、ものづくり産業に働く者の生

げに取り組むこととした。

ればならない。 労働組合の社会的責任を果たさなけ 遇の確立、非正規労働者の組織化など、 社員と非正規労働者の均等・均衡処 正規労働者の正社員への登用促進、 これまでの取り組みを更に強化し、 正規労働者を含めた働く者全体の賃 のとするためには、未組織労働者・非 金・労働条件の底上げが不可欠である。 デフレ脱却と経済成長を確実なも 正 非

をとりまとめていく。 ついて検討を深め、 めるための賃金・労働条件のあり方に みに磨きをかけ、 いかなければならない。金属産業の強 要であり、その力を引き続き強化して 蓄積された「現場力」が決定的に重 属産業は、長期にわたる経験によって、 環境変化に伴うさまざまな課題が浮 企業のあり方が大きく変容する中で、 涯にわたる雇用環境・生活環境や産業・ 上している。しかしながら、 「第3次賃金・労働政策 金属産業の魅力を高 2016年を目 日本の金 (仮称)